

保育園における感染症の登園基準

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが1日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後24時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を始める前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内に水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれていること
伝染病紅斑 (りんご病)	発しんの出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染症胃腸炎 (ノロ・ロタ アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄している ので注意が必要)	嘔吐・下痢の症状が始まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄している ので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂痂化(かさぶた)してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと